

イタリアにおける障害のある子どもの教育について

イタリアでは、障害がある子どものみを対象とした学校は廃止され、幼稚園から大学まで、障害の有無にかかわらず、通常の学校に就学することになっています。

1975年に、上院議員ファルクッチ氏を委員長とする内閣委員会が、障害のある子どもの教育について次のような勧告を示しました。「通常の学校は障害がある子どもの教育の場として最も大切な場であり、分離した特殊教育施設を廃止して、幼稚園から中学校まで、通常の学校の中で教育が行われるような新しい運営が必要である。」

以後、イタリアでは、この勧告に沿った法整備が進められてきました。1992年の第104号法律「障害者の援助、社会的統合および諸権利に関する基本法」が制定されるに至って、幼稚園から大学まで全ての学校教育段階において、障害がある子どもも一般の学校で学ぶシステムが整えられ、現在に至っています。

イタリアの教育システムについて

イタリアの教育システムについて、障害がある子どもへの対応を中心に説明します。障害がある子どもの認定については、1994年2月24日付大統領令第2条に規定されており、管轄学校長を含む関係者から地域保健機関（ASL<Azienda Sanitaria Locale>）の社会事業部への通知により、地域保健機関所属あるいは同機関が提携する機関の専門医や発達心理学者が認定業務を実施することになっています。

インクルーシブ教育が有効に機能するために、通常の学校への具体的対応策として次のような対応がなされています。すなわち、特別支援教育教員としての資格を有する支援教師の配置、学級の小規模化・複数学級担任制の導入、学習集団の工夫、柔軟なカリキュラムの編成（教科プログラム、科目、授業時間数への配慮）、評価方法の工夫、個別教育計画の作成、関係機関、特に地域保健機関との多様な連携、支援員の配置などです。

支援教師は、通常の学級に在籍する障害がある子どもの指導や学校生活を支援し、担任とともにクラスに在籍する児童生徒全体に対しても責任をもつものとされています。支援教師は、児童生徒138人に対して一人の割合で配置されることになっています。支援教師の資格は、大学終了後さらに2年間のコースを修了することにより取得できます。現職教員も研修を受け、一定の単位を取得することで資格取得が可能です。支援教師の養成課程のカリキュラムは、すべての障害種をカバーするようにプログラムされており、教育全体の中の部分として、障害児教育をとらえることが基本的な方針となっています。支援教師に対する特別な処遇はなされていません。

イタリアの小中学校の学級の児童生徒定数は25名が標準となっていますが、障害のある子どもが在籍している学級の定員は20名に減ぜられることになっています。併せて、支援教師が加配されることとなります。また、従来から小学校低学年は複数担任制となっていますので、さらに手厚い対応が可能となります。

教育課程や教育方法、教材等については、障害のある子どもたちの具体的な必要性に合わせて柔軟に対応することになっており、その場合、個別教育計画（P.E.I）が作成されます。この個別教育計画は、連続性をもたせ段階的に進展していくように内容を示すことになっています。指導に際しては、障害のある子どもを疎外したり、障害のある子どもに優越感を抱いたりする心情が他の児童生徒たちに芽生えないような働きかけをしていくことが求められています。また、個別教育計画は、評価にも活用されており、この計画に即して、子どもの進歩した側面を評価することになっています。

イタリアの教育では、インクルーシブ教育に関連して、学校外の関連機関との連携協力という観点から、次のような特徴をあげることができます。

- ①保健省と公教育省は、障害のある子どもの教育に対して連携して対応している。
- ②保健省管轄の地域保健機関が障害のある子どものケアに日常的に重要な役割を果たし、支援教師とも連携している。障害の認定や機能診断（Diagnosi Funzionale：D.F）、動態-機能プロフィール（Profilo Dinamico Funzionale：P.D.F）、個別教育計画（Progetto Educativo Individuale：P.E.I）の作成にも深く関与している。
- ③家庭医の制度が障害児のケアにも有効に機能している。
- ④チューター制度が設けられている。これは、放課後、主に学生アルバイトであるチューターを家庭に派遣して、障害のある子どもの放課後の家庭での生活を支援しようとする制度である。
- ⑤障害等に関する専門的な指導領域において、学校外からの支援の仕組みがある。例えば、視覚障害については、盲人協会が「視覚障害教育相談センター」を運営しており、点字や歩行などの専門家を学校に派遣したり、触覚教材や拡大教材を提供していたりする。

このように、インクルーシブ教育を支えるために学校以外の関連機関と連携がなされていますが、この連携を確実なものとするために、「プログラム協定」が結ばれています。これは、市町村（コムーネ）や県、州が、学校当局及び地域保健機関、その他の例えば福祉サービス公社などの公共事業体との間で、各機関の資金拠出割合や提供可能なサービスとその方法、時期および各種のサービスを提供する場所等について締結した公的契約です。この協定によって、障害がある子どもに要するコスト分担や役割分担が明示されますので、障害のある子どもの通常の学校で学ぶ権利の実質的行使がより確実なものになります。

また、近年、学習障害に対する対応にも力が入られるようになってきています。2010年10月に、学習障害のある子どものための法律が制定され、学習障害を知的障害と区別して学校教育を保障することが規定されました。この法律では、学習障害の様態が具体的に定義されています。その上で、そうした学習障害のある子どもに対して、通常の学校で教育を受ける権利を保障すること、学校教育において支援や潜在能力を引き出す指導を適切に行うこと、対人関係等の困難を減ずること、教育のニーズに応じた評価等を行うこと、教師や保護者が学習障害に対して適切な理解をすること、早期の診断、判定、支援のために家族・学校・保健機関の連携強化を図ること、社会や就労の場での能力発展の機会均等を確保することなどについて記されています。

条約の批准について

2007年3月30日に、イタリアは「障害者の権利に関する条約」の署名準備が整うと同時に条約及び選択議定書（オプションルプロトコル）に署名しています。

2008年1月28日、イタリア上院（元老院）において、「障害者の権利に関する条約」及び「選択議定書」の批准及びこの条約に関連した国立の国内監視委員会の設立が全会一致で承認されています。

2009年2月24日、イタリア下院（代議院）においても「障害者の権利に関する条約」及び「選択議定書」の批准及び国立の監視委員会の設立について審議され、「法律 2009年3月3日第18号」が成立しました。これにより、国内監視委員会の設立が具体的ものとなり、批准の準備が整ったこととなります。

2009年3月14日の官報（61号）にイタリア共和国大統領が批准を承認したことが記載されました。

2009年5月15日に「障害者権利条約」及び「選択議定書」を批准しています。

(参考)

1. 教育制度の概要

- (1) 通常の教育の概要
- (2) 就学率
- (3) 教員の採用と免許

2. 障害のある子どもの教育について

- (1) 関係機関との連携と役割
- (2) 進級
- (3) ナショナルカリキュラムの位置づけ

3. 特別支援教育関係の基礎データ

- (1) 特別支援教育を受ける児童生徒への対応
- (2) クラスサイズと児童生徒の配置割合
- (3) それ以外の特徴的な職員
- (4) 特別支援教育のカリキュラム及び教科書等の教材・設備の状況

4. 就学先決定

- (1) 学校の設置者
- (2) 特別な教育的ニーズの認定と就学先の決定
- (3) 保護者が果たすべき役割
- (4) 障害認定のある子どもに対して予算が配分される仕組み

5. 合理的配慮

- (1) 小中学校等における配慮
- (2) 医療的ケア
- (3) 教育内容の調整
- (4) 知的障害のある児童生徒の卒業要件

6. 批准に向けた制度改正、国会審議について

- (1) イタリアにおける「インクルーシブ教育システム」の定義
- (2) 批准に向けて近年法改正をした内容など
- (3) 批准の際に国会で議論したことなど

7. その他

【引用文献】

1. 教育制度の概要

(1) 通常の教育の概要

イタリア共和国の教育制度は、幼稚園3年(3歳～6歳)、初等学校5年(6歳～11歳)、前期中等学校3年(11歳～14歳)、後期中等学校5年(14歳～19歳)となっている。後期中等学校には、文系／理系普通高校、芸術高校、技術学校(専門養成学校)等があり、専攻体系により修学年数が異なっている。義務教育は初等学校と前期中等学校、後期中等学校の最初の2年の計10年間(6歳～19歳)である。教育権保護の観点から、「権利・義務」教育という拡大概念が論じられるようになってきており、全ての児童・学生が18歳までに卒業・修了等の資格を得られるよう広く教育の機会均等化を図ることが指針とされている。

教育体系は大きく2つの課程(サイクル)に分けられている、第1課程には初等学校と前期中等学校が、第2課程には後期中等学校が属している。

EU諸国の動向から競争力を高めるための教育改革が進行中である。義務教育年限の伸張や、英語教育、IT教育の強化などが課題とされている。^{(5), (6), (7), (8)}

イタリア共和国憲法第34条には「学校は全ての人に開放されている」と記されている。この条文に基づいて、障害の有無やその軽重に一切関わりなく、就学年齢に達した子どもは、他の子どもと同様に居住地の一般公立学校へ通学する権利が全国民に保障されている。

(2) 就学率

小学校への就学に際しては、保護者或いは法定後見人が学校に申し込む手続きが必要である。ユネスコが集計した資料⁽¹³⁾によると、2008年のイタリア共和国における義務教育段階での就学率は、幼稚園100%、初等教育98%(男子98%、女子99%)、中等教育95%(男子94%、女子95%)、高等教育67%(男子56%、女子79%)となっており、他の先進国と同程度の水準を維持している。

(3) 教員の採用と免許

幼児教育及び初等教育の教員資格としては、大学の5年課程を修了し、laurea magistraleを取得することが条件となる。中等教育段階の教員は3年終了後、2年間の専門課程修了のlaurea magistrale取得が求められる。

公立学校は国立が原則で、教員の身分も基本的に国家公務員である。雇用形態は正規雇用と臨時雇用がある。臨時雇用には1年単位及び短期雇用の2パターンがある。臨時雇用はコムネの雇用となり、採用は学校長の裁量による。

小中学校における教員一人あたりの児童生徒数は、OECD諸国の中では最も少ない(イタリアは一人当たり10.7人、OECDの平均は15.1人、2007年)。性別では女性の比率が高く、高年層が多い、南部出身者が相対的に多い等の特徴もある⁽¹⁾。

障害のある児童生徒が在籍する学級には支援教師が配置される(1977年法律517号)。支援教師は、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の指導や学校生活の支援を担当

するとともに、障害のある児童だけでなくクラス全体に対しても責任をもつ。インクルーシブ教育を円滑にするために制度化された。

支援教師は、県内の国立学校に通う児童生徒 138 人につき障害のある児童生徒が一人という比率を規定した 1997 年法律第 449 号によって教員加配されることになっている。ボローニャ県の場合、実際の学校では、重度の場合は支援教師が 1 対 1 で配置されるが、軽度の場合は一人の支援教師が 2~4 人を担当することになっている。

支援教師の資格を取得するためには、大学終了後さらに 2 年間にて 400 時間の専門科目を受講することになっているが、財政負担軽減の観点から、現在この制度の見直しが行われている。支援教師の養成カリキュラムは、すべての障害種に対応できるように構成されており、学校教育全体の中の一部として障害児教育をとらえるという観点が重視されている。なお、障害児のケアの中で、教育以外の特別な領域は医療などの専門のスタッフの対応が優先することになっている。

支援教師に関する関連法規

1977 年 8 月 4 日 法律 517 号（学校制度の規則等に関する改正）

http://www.edscuola.it/archivio/norme/leggi/l517_77.html

1996 年 7 月 31 日 共和国大統領令第 471 号第 8 条第 5 項および第 1 3 条第 1 5 項（教育学部初等教育課程の教則に関する規定）

1996 年 7 月 31 日 共和国大統領令第 470 号第 5 条（中学・高校教員養成の専門学校の教則に関する規定）

http://www.edscuola.it/archivio/norme/decreti/dpr471_96.html（2011 年 4 月確認）

1997 年 12 月 27 日 法律第 449 号（財政法）

<http://www.parlamento.it/parlam/leggi/97449l.htm>（2011 年 4 月確認）

1998 年 5 月 26 日 大学研究省通達第 3 条第 6 項および第 4 条第 8 項（教育学部初等教育課程および中学・高校教員の専門養成学校の教則における大学側による指導の一般基準）

http://www.miur.it/0006Menu_C/0012Docume/0015Atti_M/1011_Crite.htm（2011 年 4 月確認）

2. 障害のある子どもの教育について

1975 年の内閣委員会（上院議員ファルクッチ委員長）が、通常の学校は障害児の教育の場として最も大切な場であり、分離した特殊教育施設を廃して、幼稚園から中学校まで通常の学校の中で教育が行われるような新しい運営が必要であると勧告した。以後、この勧告に沿った法整備が進められ、1977 年 8 月 4 日の法律 517 号、1982 年 5 月 20 日法律第 270 号、同じく 1992 年 2 月 5 日基本法第 104 号にその基本原則が含まれている。1992 年の第 104 号法「障害者の援助、社会的統合および諸権利に関する基本法」の制定により、大学を含む全ての学校教育段階において、学習の困難性や障害に関係する困難性等によって通常学校での教育を受ける権利が妨げられないことが明示された。さらに 1994 年 2 月 24 日共和国大統領令によって、統合教育の質を確保する手段が明確に規定され、現在に至っている。

この法律は、基本法第 12 条第 7 項の実施法として発布され、地域保健機関に関する方針が規定された。統合教育を保障するために地域保健機関が実施しなければならない措置の手法について規定している。^{(3), (11), (12)}

（1）関係機関との連携と役割

イタリア共和国のインクルーシブ教育を支える制度的な仕組みとして、地域保健機関（ASL）等との連携の下に、①児童生徒の障害の認定、②機能診断（Diagnosi Funzionale：D.F）、③動態-機能プロフィール（Profilo Dinamico Funzionale：P.D.F）、④個別教育計画（Progetto Educativo Individuale：P.E.I）という4つの枠組みが用意されている。
*8 以下にそれぞれの概要について説明する。(2)、(11)、(12)

① 児童生徒の障害の認定

1994年大統領令第2条では「生徒が障害者であることの識別は、1992年法律第104号第12、13条に定める教育・知育および統合教育を受ける権利の行使を保障する目的において、管轄の学校の長を含む関係者からの地区保健事務所の社会事業部への通知に対して、地域保健機関所属または同提携機関の専門医または発達心理学者が行い、通知を受けてから10日以内に、その後の実施事項について保健医療・行政本部へ報告する」とこととされている。

②機能診断書（D.F）

機能診断書とは、障害のある子どもの障害の種類や程度及び症状等について整理した診断表のことである。障害がある子どもが居住している地区の地域保健機関は、保護者の要請により障害がある子どもが入学する年度の9月末までに、機能診断書を作成し、その内容を学校関係者に説明する義務がある。

③動態-機能プロフィール（P.D.F）

動態-機能プロフィールとは、障害のある子どもの状態像と発達の可能性について記した書類のことである。学校は、学級協議会を組織して地域保健機関の当該児童生徒担当者及び保護者と協力して、既得資料に基づき障害がある子どもの対人関係、適正能力等について観察し、動態-機能プロフィールを、当該年度の12月中に作成する。関わったすべての担当者は、最終書類に署名する。

④個別教育計画（P.E.I）

障害がある子どもの教育・学習を保障するために、一定期間における指導計画を記述した個別の教育計画である。学級協議会が地域保健機関や保護者の協力を得て作成する。クラスの特徴、支援する人的リソース、使用する補装具や設備・備品、通学時間、学校内での活動計画、想定される週時間割、学級の活動プログラム、個別のカリキュラム、個別の教育計画の基に実施される学外活動、進路指導活動、リハビリ等のセラピーの計画などが記される。学校長、学級に関与する教員、地域保健機関担当者や保護者の署名により、効力を持つ。

これまで述べてきた地域保健機関等と学校との連携を確実なものにするためにプログラム協定が結ばれている。プログラム協定は、市町村（コムーネ）・県・州が、学校当局・地域保健機関・その他の公共事業体（例えば福祉サービス公社など）とともに、各機関の資金拠出、提供可能なサービス、方法、時期および各種のサービスを提供する場所等について規定した公的契約である。この協定によって、コストの分担や業務等の役割分担が明確となり、障害のある子どもが通常の学校で教育を受ける権利の実質的行使が確実なものとなる。プログラム協定は1992年の第104号法律第13条に規定されている。関連する教育省通達としては、1983年第258号通達、1985年第250号通達がある。

地域保健機関（ASL）は、総合性の原理（どのような領域にも対応）と普遍性（子ども

を選択しない)の原理に基づいて、地域単位で住民に保健サービスを提供する組織である。かつては公立であった(USLと称されていた)が、現在は公社化されている。原則として、人口5~20万人に1つ設置されている(イタリア全土で約650か所に設置)。医師を中心に看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・臨床心理士・ソーシャルワーカーなどのスタッフがそろっており、全障害領域をカバーしている。

(2) 進級

初等・前期及び後期中等学校における生徒の学業成績評価は10段階で行われ、6に満たない者は落第となる。1975年以降は個別に個々の児童生徒に応じて柔軟な対応がなされるようになってきている。障害のある子どもは、個別教育計画(P.E.I.)に基づいて評価される。⁽¹²⁾

関連法規 1992年2月5日基本法第104号

(3) ナショナルカリキュラムの位置づけ

標準的なナショナルカリキュラムが設定されている。1974年の法律により、各学校が実験的なカリキュラムを作成することが可能となっており、具体的なカリキュラムは、担当教師の裁量で対応できる部分が多い。⁽¹²⁾

関連法規 1974年 法律第416号

1985年2月12日大統領令104号(D.P.R. 12 febbraio 1985, n 104)

3. 特別支援教育関係の基礎的なデータ

(1) 特別支援教育を受ける児童生徒への対応

1992年2月5日基本法第104号

第12条の第5~8項では、障害のある児童生徒の統合教育における目標へ到達するための本質的核となる部分にあたる、機能方法論的な手段を掲げている。それらは、障害の特定、機能診断、機能発達プロフィール、個別教育計画である。これらの項では、「児童生徒が障害を有することが特定され、機能診断の結果、関連資料を取得した後は、個別教育計画の策定に必要な機能発達プロフィールが続く。なお、かかる教育計画の決定には、障害がある児童生徒の保護者、地域保健機関(USL)の担当者、さらに各学年における専門の教員と協力し、教育省の定めた基準に従って選定された教育心理専門の教師が参加した上で行われるものとする。この評価は、生徒の身体的・精神的・社会的・情緒的特徴を記し、障害の状況に起因する学習の困難とその回復の可能性、また、障害がある児童生徒の文化面の志向を尊重の上、支援・刺激し、さらに強化・発展させていくべき既得能力について浮き彫りにする(第5項)」。「機能発達プロフィールの作業の後は、地域保健機関の担当者・学校・家庭との協力の上、指導の効果および学校環境による影響についての点検が行われる(第6項)」。「第5、6項から地域保健機関に委ねられる任務は、1978年12月23日法律第833号の第5条第1項8により定められている所定の方針・調整書で指示される方式に従って展開される(第7項)」。「機能発達プロフィールは、幼稚園・小学校・中学校の終了時および高校の在籍中に更新される(第8項)」。

1994年2月24日 大統領令第2条

「生徒が障害者であることの判別は、教育・知育および統合教育を受ける権利の行使を保障する目的（1992 年法律第 104 号第 12、13 条）のために、管轄学校長を含む関係者から地区保健事務所の社会事業部へ通知し、地域保健機関あるいは同提携機関所属の専門医、発達心理学者が実施する。結果は、通知を受けてから 10 日以内に実施事項について保健医療・行政本部へ報告する。」^{(4), (11)}

特別支援学校は存在しないが、特別支援教育の対象として認定されている児童生徒の人数と割合は以下の通りである。⁽¹⁴⁾

幼稚園では特別支援教育の対象として認定されている者は 12,882 人で 1.3%、

小学校では特別支援教育の対象として認定されている者は 64,576 人で 2.5%、

前期中等教育（中学校）では特別支援教育の対象として認定されている者は 54,269 人で 3.3%、

後期中等教育（高等学校）では特別支援教育の対象として認定されている者は 44,051 人で 1.7%となっている。

（出典：Ministero dell' Istruzione, dell' Università e della Ricerca - Direzione Generale per gli Studi, la Statistica e i Sistemi Informativi - La scuola statale: sintesi dei dati - a. s. 2008/2009, p. 93 より。）

（2）クラスサイズと児童生徒の配置割合

小学校では、普通学級の児童生徒定数は 25 人。障害児が在籍している学級の定員は 20 人に減ぜられる。併せて、支援教師が加配される。

小学校低学年は複数担任制で、2 学級に 3 人の教員が配置されている。小学校低学年で障害児が在籍する場合は、さらに支援教師が配置されることになる。⁽¹²⁾

関連法規 1997 年 12 月 27 日法律第 449 号

（3）それ以外の特徴的な職員

重度の障害児が在籍する場合、支援教師の他に教員資格を有さない支援員が配置される。

関連法規 1992 年法律第 104 号第 13、14、26、40 条

（4）特別支援教育のカリキュラム及び教科書等の教材・設備の状況

障害がある子どもが通常の学級で学習するために、教育課程や教育方法、教材、授業時間数等については、障害のある子どもたちの具体的な必要性に合わせて柔軟に対応することになっている。その場合、個別教育計画（P.E.I）が作成される。この個別教育計画は、連続性をもたせ段階的に進展していくように内容を示すことになっており、指導に際しては、障害のある子どもを疎外したり、障害のある子どもに優越感を抱いたりする心情が他の児童生徒たちに芽生えないような働きかけをしていくことが求められている。また、個別教育計画は、評価にも活用されており、この計画に即して、子どもの進歩した側面を評価することになっている。

関連法規 1992 年法律第 104 号第 16 条

4. 就学先の決定

(1) 学校の設置者

公立学校の設置母体は国である。運営は各市町村（コムーネ）による。⁽¹²⁾

(2) 就学先の決定

原則として、地域の小中学校へ進学する。保護者が申請する。⁽¹²⁾

(3) 保護者が果たすべき役割

2009年8月に教育省から「障害がある子どもの学校での統合のために」と題したガイドライン⁽¹⁵⁾が発行されている。その第4章に保護者との連携に関して述べられている。障害がある子どもの学校での教育に際して、保護者との連携が重要であることが記されている。

障害がある児童生徒の保護者の統合教育のプロセスへの参加は、一連の関連法規に示されており、機能診断（D.F）や動態-機能プロフィール（P.D.F）の作成においても、保護者が直接参加することになっている。

さらに、ガイドラインでは指導法への家族のより広範な参加が性格づけられた。

関連法規 1996年10月10日 大統領令第567号（D.P.R. 10 ottobre 1996 n. 567

2003年5月28日 法律第53号

(4) 障害認定のある子どもに対して予算が配分される仕組み

特になし

5. 合理的配慮（reasonable accommodation）

(1) 小中学校等における配慮

活動の場、形態、学習時間、評価などが、子どもの実態に応じて柔軟に対応されている。こうした活動の内容は、すべて個別教育計画（P.E.I）に盛り込まれる。

(2) 医療的ケア

プログラム協定により、医療行為等は地域保健機関に所属する医師及びコメディカルスタッフに委ねられる。教員が医療行為をすることはない。

(3) 教育内容の調整

支援教師が、地域保健機関のスタッフ、保護者とともに個別教育計画（P.E.I）を作成し、個別の教育計画が検討される。

(4) 知的障害のある児童生徒の卒業要件

知的障害のある児童生徒の卒業要件については、以下の法律等に規定されている。⁽¹²⁾

① 1992年法律第104号第16条

障害がある児童生徒の評価は、児童生徒の能力や潜在的力量に基づいて作成される個別教育計画（P.E.I）のみに基づく。評価結果は、指導開示時点の水準と比較した進歩の

状況に関して示される。

② 1995年教育省告示第80号第9条

中学校卒業認定試験について、中学校の指導目標範囲内で指導開始当初の能力及び「個別教育計画」(P. E. I)を考慮して、授業で学習した内容と一貫性のある試験を準備することとする。また、障害がある生徒が同じ学年に3度在籍する権利があることもこの告示で確認されている。

高等学校卒業試験については、教育省の教育指導計画で評価された生徒のみが卒業試験、資格試験、高等学校卒業試験の受験を認められる。

③ 1997年教育省告示266号

教育指導計画と異なる方式で評価された生徒には、以下の権限を有することが規定された。

- ・ 職業専門学校卒業試験及び芸術学校卒業資格試験への参加
- ・ 実施されたコース内容と同質であるが、内容の異なる試験の実施
- ・ 能力及び取得技術の証明
- ・ 職業訓練課程受講に有効な証明書の発行

6. 批准に向けた制度改正、国会審議について

(1) イタリアにおける「インクルーシブ教育システム」の定義

すでに、1992年法律第104号「障害者の援助、社会的統合および諸権利に関する基本法」に、インクルージョンの理念やインクルーシブ教育について示している。⁽²⁾

インクルージョンの理念については、第1条(目的)に次のように規定している。

- a) 障害者の人間としての尊厳、自由と自立の権利の完全な尊重を保障し、家庭、学校、職場及び社会への完全な統合を推進する。
- b) 人間として当然の発達、最大限の自立性の達成及び社会集団への障害者の参加、市民的、政治的、財産的権利の実現を妨げる障害要因の発生を予防するとともに除去する。
- c) 身体、心理、感覚の障害のある人の機能回復やリハビリテーションに努め、障害の予防、治療、リハビリテーションのための支援と給付や障害者への法的あるいは経済的保護を保障する。
- c) 障害者に対する社会の疎外や排除の状態を克服するための施策の整備を図る。

インクルーシブ教育については、第12条(インクルージョン)において、「障害がある者は、幼稚園のコースを含めて、すべての段階における学校の共通学級及び大学において、教育及び指導を受ける権利を保障される」と規定している。

(2) 批准に向けて近年法改正をした内容など

条約にかかる国内法として、2009年3月3日法律第18号(LEGGE 3 marzo 2009, n. 18)が制定された。この法において、国内監視委員会の設立が明示され、2009年から2014年までの5年間について、各年500,000ユーロの経費支出が認められた。

(3) 批准の際に国会で議論したことなど

2007年3月30日

障害者の権利に関する条約が署名のために開放されると同時に条約及び選択議定書（オプションプロトコル）に署名している。

2008年1月28日

イタリア上院において、障害者の権利に関する条約及び選択議定書の批准が全会一致で承認された。2009年2月24日、イタリア下院においても障害者の権利に関する条約及び選択議定書の批准が承認された。

2009年3月

「2009年3月3日法律第18号」（LEGGE 3 marzo 2009、n. 18）が制定され、批准の準備が整った。

2009年3月14日の官報（61号）（Gazzetta Ufficiale N. 61 del 14 Marzo 2009）において、イタリア共和国大統領による批准の承認が示された。

2009年5月15日

障害者権利条約及び選択議定書を批准している。

7. その他

学習障害への対応

2009年に開催された学校におけるインクルージョンをテーマとする会議において、全体会の講演24題のうち9題が学習障害関連のテーマであったことが象徴しているようにイタリアでも学習障害への対応が大きな課題となっている。⁽¹⁶⁾

2010年10月には、学習障害のある子どものための法律が制定され、学習障害を知的障害と区別して学校教育を保障することが規定された。萩原（2011）⁽⁹⁾により詳細に報告されている。

この法律では、学習障害の範囲を限定的（読字障害、書字障害、正書障害、計算障害）に示した上で、そうした子どもたちに対して、教育を受ける権利の保障、学校教育において支援や潜在能力を引き出す指導を適切に行うこと、対人関係等の困難を減ずること、教育のニーズに応じた評価等を行うこと、教師や保護者が学習障害に対して適切な理解をすること、早期の診断、判定、支援のために家族・学校・保健機関の連携強化を図ること、社会や就労の場での能力発展の機会均等の確保などについて記されている。

関連法規 2010年10月8日法律第170号

引用文献

- (1) Barbieri G., Esposito P., Sestito P.(2010). *Inflows into and outflows from the teachers' profession in Italy*. <http://www.sie.univpm.it/incontri/rsa50/papers/Barbieri-Esposito-Sestito.pdf>（アクセス日 2011-5-1）
- (2) Canevaro, A.(2007). *L'integrazione scolastica degli alunni con disabilità*. Trento,

Erickson.

- (3) 中央教育審議会 教育振興基本計画特別部会 (第 8 回) 議事録・配付資料 参考 5 第 2 編 第 7 節 その他の国。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo7/shiryo/07100513/008/008.htm (アクセス日 2011-4-28)
- (4) Esposito, A. (2001). *La normativa sulla integrazione degli handicappati nella scuola*, Edizioni dei Cerro.
- (5) European Commission (2011) . *Structures of Education and Training Systems in Europe Italy 2009/10* Edition. http://eacea.ec.europa.eu/education/eurydice/documents/eurybase/structures/041_IT_EN.pdf (アクセス日 2011-4-28)
- (6) European Commission (2011) . *Organisation of the education system in Italy 2009/2010* (アクセス日 2011-4-281)
http://eacea.ec.europa.eu/education/eurydice/documents/eurybase/eurybase_full_reports/IT_EN.pdf
- (7) European Commission(2010). *National system overviews on education systems in Europe and ongoing reforms ITALY OCTOBER 2010*.
http://eacea.ec.europa.eu/education/eurydice/documents/eurybase/national_summary_sheets/047_IT_EN.pdf (アクセス日 2011-5-1)
- (8) 外務省(2011). *イタリア基礎資料*.
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/italy/data.html> (アクセス日 2011-5-1)
- (9) 萩原愛一(2010). *イタリアの学習障害児教育法, 外国の立法, 247, 101-110, 国立国会図書館調査及び立法考査局*. <http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/pdf/02470005.pdf> (アクセス日 2011-5-1)
- (10) *index mundi(2011). School enrollment*.
<http://www.indexmundi.com/facts/italy/school-enrollment> (アクセス日 2011-5-1)
- (11) 石川政孝(2005). *イタリアのインクルーシブ教育における教師の資質と専門性に関する調査研究研究成果報告書*, 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所.
- (12) IBP,USA(2009). *Italy education system and policy handbook*. Washington DC: International buiseness publications,USA.
- (13) ユネスコ統計
http://stats.uis.unesco.org/unesco/TableViewer/document.aspx?ReportId=121&IF_Language=eng&BR_Country=3800 (アクセス日 2011-4-29)
- (14) Ministero dell'Istruzione, dell'Università e della Ricerca (2009). *La scuola statale: sintesi dei dati – a.s. 2008/2009*, 93.
- (15) Ministero dell'Istruzione, dell'Università e della Ricerca(2009) .*LINEE GUIDA PER L'INTEGRAZIONE SCOLASTICA DEGLI ALUNNI CON DISABILITA'*
- (16) 大内 進, 藤原紀子(2011). *イタリアにおける国際会議「第 7 回学校におけるインクルージョンの質」報告*, 世界の特別支援教育, 25, 29-38. 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所.